

平成 25 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について

1. 趣旨

大学において産学連携活動を積極的に推進することに伴い、利益相反に関わる問題、すなわち、責任ある地位についている者の個人的な利益が職務上の責任と相反する状況が生じる可能性が増大してくることから、筑波大学においても、平成 17 年 11 月以降、利益相反規則を制定し、利益相反委員会や利益相反アドバイザー、利益相反アドバイザリーボードを設置し、利益相反に関わる問題について、特に問題の発生を予防することに重点を置いて、利益相反マネジメントを実施してきました。

この利益相反マネジメントに関しては、前年度に引き続き、平成 26 年 5 月末日を締切りとして、職員等を対象に「産学官連携活動に係る個人的な利益に関する報告」義務の履行を求め、それにより報告された内容についての審議が同年 9 月 16 日開催の第 13 回利益相反委員会において行われました。

以下は、同委員会の審議の結果に基づいて行う情報の公表です。公表にあたっては、筑波大学利益相反ポリシーに基づき、個人情報保護の観点から職員等のプライバシーに関わる部分を除き、統計的に処理した情報としています。

2. 産学官連携活動に係る個人的な利益に関する報告のまとめ

(1) 報告義務があると認められる個人的な利益の範囲について

ア 報告の対象となる期間

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

イ 報告の対象となる個人的な利益

報告の対象となる個人的な利益は、筑波大学と関わりのある特定の企業等から受けた個人的な利益です。筑波大学と関わりのある特定の企業等とは、筑波大学の研究成果の移転を受けている企業や、筑波大学と共同研究等を実施している企業、筑波大学に製品等を納入している企業等（当該年度前に関係があった企業等を含む。）が該当します。

また、個人的な利益とは、職員等が兼業や技術移転の対価として受取った収入で企業等からの収入の合計が 100 万円以上の場合（複数の企業等から受け取った場合も含む。）や、株式等（株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株式総

数の 5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。)の取得(当該年度前に取得した株式等の保有を含む。)を意味します。なお、当該職員等の配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が個人的な利益を受けたときを含みます。

(2) 今回提出のあった自己申告書のまとめ

今回の産学官連携活動に係る個人的な利益の報告の総計は、以下のとおりです。

○34 人から 126 件の報告 (教員 34 人)

(平成 24 年度 : 31 人から 73 件の報告 (教員 31 人)、平成 23 年度 : 25 人から 55 件の報告 (教員 25 人))

【内訳】

ア 兼業に係る報酬

23 人から 112 件の報告

(平成 24 年度 : 20 人から 56 件の報告、平成 23 年度 : 14 人から 39 件の報告)

イ 研究成果の実施料若しくは売却による収入

2 人から 3 件の報告

(平成 24 年度 : 2 人から 3 件の報告、平成 23 年度 : 2 人から 3 件の報告)

ウ 株式等の保有

17 人から 18 件の報告

(平成 24 年度 : 17 人から 19 件の報告、平成 23 年度 : 16 人から 20 件の報告)

(3) 利益相反委員会での審議の結果

ア 今回の「産学官連携活動に係る個人的な利益の報告」に関して、利益相反規則に基づいて直ちに学長の勧告を行わなければならない事例はありませんでした。

イ ただし、今回の報告に関連して、昨年度と同様に今後以下の点に留意する必要があるとされました。

(ア) 日本学術会議においては「研究者主導臨床試験は、原則として奨学寄附金ではなく、委託研究費、共同研究費などの形で受け入れなければならない。」¹と提言しているなど、

¹ 日本学術会議「臨床研究にかかる利益相反 (COI) マネージメントの意義と透明性確保について」(平成 25 (2013) 年 12 月 20 日) p. v

奨学寄附金については厳格さが求められようになってきている。奨学寄附金の受領と受託研究の実施の両方の関係がある場合であって、奨学寄附金が高額の場合、受託研究の客観性が疑われる可能性もあり、日本学術会議の提言なども参考にして、奨学寄附金は共同研究等に切り替えていくことを推奨すること。

(イ) 個人的な利益を受領する兼業については、機関間の契約である学術指導契約に切り替えが可能なものについては切り替えを推奨し、金銭的利害関係の透明性を図っていくこと。

(ウ) 自己申告の下限額について、「個人的な利益が合計 100 万円以上であるとき」とは、単一の企業等の場合のみならず複数の企業等から個人的な利益を得た結果、同一の年度内にこれらの企業等から得た利益の合計が 100 万円以上である場合を含むとする自己申告書記載の趣旨について、学内への浸透を一層推進していくこと。

3. 利益相反に関わる問題についての職員等からの相談

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、学内から 11 件、学外から 7 件の利益相反に関わる問題についての相談がありました。これらについては利益相反アドバイザー等から回答しました。